

海洋散骨サービス約款

事業者：鈴木 秀晴

制定日：2026 年 7 月 25 日

施行日／版：2026 年 7 月 25 日

約款に含まれる範囲

「第 1 部 約款本文」「別紙 1 申込書兼契約内容確認書」「別紙 2 料金・キャンセル料表」は、個別契約で引用・添付された場合に契約内容となります。「第 2 部 導入前チェック」「参考資料」は契約条項ではありません。

作成基準日：2026 年 7 月 25 日 | 法的助言ではありません

第 1 部 海洋散骨サービス約款

A 総則・契約の成立

第 1 条（目的）

1. 本約款は、鈴木 秀晴（屋号：アシスト）（以下「当社」といいます。）が提供する海洋散骨サービスについて、申込者との間の権利義務、サービス内容、料金、変更・解約、焼骨の取扱い、安全管理その他の契約条件を定めるものです。
2. 当社は、故人および関係者の宗教的感情、地域住民・漁業者その他の関係者の利益、公衆衛生、自然環境ならびに海上の安全に配慮してサービスを提供します。

第 2 条（定義）

3. 「申込者」とは、本約款に同意し、当社と契約を締結する個人または法人をいいます。個人の申込者は 18 歳以上であるものとします。
4. 「故人」とは、散骨の対象となる焼骨に係る死亡者をいいます。
5. 「焼骨」とは、法令に従い火葬された後の骨をいい、「粉骨」とは、その形状を目視で判別できない程度まで粉状にする工程をいいます。
6. 「委託散骨」とは、申込者その他の参列者が乗船せず、当社または当社の委託先が散骨を行うプランをいいます。
7. 「乗船散骨」とは、申込者その他の参列者が乗船する貸切をいいます。
8. 「個別契約」とは、申込書兼契約内容確認書、見積書、費用明細書、電子メールその他当社と申込者が個別に合意した文書をいいます。

第 3 条（約款の適用・優先順位）

9. 本約款は、当社と申込者との海洋散骨サービスに関する個別契約に適用されます。当社は、契約締結前に本約款をウェブサイトその他の方法で公表し、申込者の求めに応じて書面または電磁的方法で提示します。

- 10.個別契約と本約款の内容が異なるときは、個別契約、本約款、当社が事前に交付した案内書の順に優先します。ただし、法令に反する合意はこの限りではありません。
- 11.船舶運送部分について運航事業者の運送約款が適用される場合、当該部分にはその運送約款も適用されます。矛盾があるときは、法令上優先される規定または個別契約で明示した規定によります。

第4条（申込み・説明・契約の成立）

- 12.申込者は、本約款、サービス内容、費用明細、解約条件および焼骨が散骨後に回収できないことについて説明を受け、内容を理解したうえで、当社所定の申込書を提出します。
- 13.契約は、当社が申込みを承諾し、契約内容確認書を交付した時に成立します。電子署名、電子メールその他、内容を保存・印刷できる電磁的方法による合意も書面による合意として取り扱います。
- 14.当社は、申込内容、実施希望日、船舶・乗組員、海域、法令上の条件その他の事情により申込みを承諾できない場合、その旨を速やかに通知し、受領済みの金員および焼骨があるときは申込者へ返還します。

第5条（申込権限・親族等の合意）

- 15.申込者は、対象となる焼骨を適法に引き渡し、散骨を依頼する権限を有すること、および祭祀承継者その他の権利者・関係者との間で必要な確認・合意を得ていることを表明します。
- 16.申込者は、故人の氏名、死亡・火葬に関する情報、申込者と故人との関係その他当社が合理的に求める情報を正確に申告し、当社所定の本人確認・関係確認資料を提出します。
- 17.権限または親族間の合意に疑義がある場合、当社は、資料の追加提出、関係者の同意書または紛争が解決したことの確認が得られるまで、焼骨の受領またはサービスの実施を停止できます。

第6条（受入れをお断りする場合）

- 18.当社は、火葬の適法性または申込者の権限を確認できない場合、焼骨以外の物または危険物が混入している疑いがある場合、申告内容に重大な相違がある場合、法令・条例・港湾管理者等の指示に反する場合、その他適正な実施が困難な場合、受入れをお断りし、または作業を中止できます。

- 19.前項が申込者の責めに帰すべき事由による場合、申込者は、既に実施した作業、返送、保管、外部予約その他合理的に発生した費用を負担します。当社は、その明細を提示します。

B サービス内容・焼骨の取扱い

第7条（プランと提供内容）

- 20.申込者は、別紙1において、委託散骨、貸切乗船散骨または合同乗船散骨のいずれかを選択します。実施海域、予定日、集合場所、乗船人数、粉骨、献花、写真・動画、散骨証明書、返却物その他の内容は個別契約に記載します。
- 21.委託散骨には、原則として、焼骨の受領・識別管理、必要な粉骨、海域への運搬、散骨、実施記録および散骨証明書の交付が含まれます。ただし、個別契約で除外した項目を除きます。
- 22.乗船散骨には、個別契約で定めた船舶による運航、乗船者への安全説明、救命胴衣等の安全装具、散骨の進行補助および散骨証明書の交付が含まれます。
- 23.個別契約に明記のない僧侶等の手配、宗教儀礼、会食、陸上送迎、宿泊、旅行手配、墓所からの取り出し、改葬手続、特殊な乾燥・異物除去、追加の証明書または特別な撮影は含まれません。

第8条（散骨の方法・海域）

- 24.当社は、海岸から地理条件、漁業・航路・観光その他の利用状況に照らして適切な距離を離れ、法令、条例、行政機関、港湾管理者、漁業関係者等のルールに配慮した海域で散骨します。
- 25.当社は、焼骨を形状が視認できない粉状にし、プラスチック、ビニール、金属、ガラスその他自然環境に悪影響を及ぼす物を海中に投下しません。献花その他の副葬品は、当社が事前に認めた自然環境への負荷が小さいものに限りします。
- 26.個別契約で特定地点を合意した場合でも、天候、海況、航行安全、漁業・工事・行事、行政上の制限その他やむを得ない事情があるときは、船長または運航管理者の判断により、安全かつ適切な近隣海域へ変更できます。

- 27.散骨地点の表示は、個別契約で「緯度経度」「概略海域」または「非開示」のいずれかを選択します。安全、防犯、漁業その他正当な理由がある場合、当社は精密な座標を概略表示に代えることがあります。

第9条（粉骨・乾燥・異物）

- 28.粉骨の要否、全部または一部の別、乾燥処理の要否、立会の有無および料金は個別契約に記載します。
- 29.焼骨または骨壺に水分、土砂、副葬品、金属、ガラス、医療用金属等が含まれる場合、当社は、作業を停止し、申込者へ連絡したうえで、追加の乾燥・選別・返却その他の取扱いと費用を確認します。
- 30.粉骨工程で分離した金属その他の物は、個別契約で定める方法により返却し、または申込者の承諾を得て法令に従い処分します。当社は、申込者の承諾なく遺品として利用または第三者へ譲渡しません。
- 31.粉骨後の焼骨は、申込者の選択に従い、散骨用の水溶性容器等に封入し、または当社所定の方法で保管します。

第10条（受領・識別・保管）

- 32.当社は、焼骨を受領したとき、受領日、数量、容器、外観、申込番号その他必要事項を記録し、申込者へ受領確認を交付します。
- 33.当社は、焼骨ごとに識別番号を付し、粉骨・保管・運搬・散骨の各工程で取り違え、混同、紛失または第三者による不正な取扱いを防ぐため、合理的な管理措置を講じます。
- 34.合同散骨の場合も、焼骨は散骨工程に入るまで申込単位で分離・識別して管理します。複数の故人の焼骨を事前に混合しません。ただし、申込者が書面で明示的に希望した場合を除きます。
- 35.保管期間、保管料および期間経過後の取扱いは個別契約に記載します。当社は、申込者へ相当期間を定めて連絡した後も指示が得られない場合、法令上許される方法について協議または必要な手続を行い、無断で廃棄しません。

第 11 条（運搬・引渡し）

- 36.焼骨の受渡方法は、持込み、当社による集荷、申込者が手配する配送その他個別契約で定める方法によります。申込者は、利用する配送事業者の引受条件を確認し、破損・漏出を防ぐ梱包を行います。
- 37.当社が集荷または配送を手配する場合の費用、責任の開始・終了時点および保険の有無は個別契約に記載します。申込者が独自に手配した運送中の事故については、当該運送契約の条件に従います。
- 38.焼骨を返却するとき、当社は申込者本人または申込者が書面で指定した者に対し、本人確認のうえで引き渡します。

第 12 条（残余の焼骨・返却物）

- 39.全部散骨または一部散骨の別、残余の焼骨、骨壺、桐箱、覆い、分離した金属その他の返却または処分方法は、個別契約で選択します。
- 40.一部散骨の場合、当社は散骨する量と返却する量の目安を事前に確認します。焼骨の性質および粉骨工程上、重量を完全に一致させることはできません。
- 41.散骨を完了した焼骨は、性質上、回収または原状回復ができません。申込者は、散骨実施前までに、対象、量、実施方法および実施承認を最終確認します。

第 13 条（業務委託）

- 42.当社は、船舶運航、粉骨、配送、撮影その他の業務の全部または一部を、法令上必要な許可・登録・届出、技能、安全管理および保険を備えた第三者へ委託することがあります。
- 43.当社は、委託先を適切に選定・監督し、焼骨および個人情報の取扱いについて、本契約と同等の管理を求めます。契約上重要な委託先または運航事業者は、個別契約に記載します。
- 44.委託を行ったことのみを理由として、当社が申込者に対して負う契約上の責任を免れるものではありません。

C 日程・運航・安全

第 14 条（実施日・連絡）

- 45.実施日、予備日、集合時刻、出航場所、最少・最大催行人数および最終確定期限は個別契約に記載します。委託散骨で一定期間内の実施とする場合、その期間を明記します。
- 46.申込者は、住所、電話番号、電子メール、緊急連絡先その他の連絡事項に変更があったときは、速やかに当社へ通知します。当社からの重要な通知が届かないおそれがある場合、当社は実施を保留できます。
- 47.当社は、予定変更が見込まれる場合、判明後速やかに個別契約で定めた連絡先へ通知します。

第 15 条（天候・海況等による延期・変更）

- 48.船長、運航管理者または当社は、強風、高波、視界不良、雷、津波、台風、港湾閉鎖、機関故障、航路・漁業上の支障、行政機関の指示、救助活動その他、安全または適正な実施に支障があると判断した場合、出航前または出航後を問わず、延期、中止、帰港、航路・海域・船舶の変更または実施時間の短縮を決定できます。安全に関する船長の判断を優先します。
- 49.前項の場合、申込者は、追加料金なしの振替、委託散骨への変更（差額精算）または未実施部分の解約から選択できます。既に完了した粉骨、配送その他の作業費は返金対象外ですが、当社は明細を示します。
- 50.当初予定日から 180 日以内に振替実施ができない場合、申込者は未実施部分を解約でき、当社は受領済みの未実施部分の料金を返金し、未散骨の焼骨を当社負担で返却します。
- 51.申込者が独自に手配した交通・宿泊等については、取消可能な条件での予約を推奨します。その損害の取扱いは第 25 条に従い、当社の故意または重大な過失による責任を制限しません。

第 16 条（乗船者の安全）

- 52.乗船者は、乗船前および乗船中、船長・乗組員・当社職員の指示に従い、指定された救命胴衣その他の安全装具を正しく着用しなければなりません。

- 53.申込者は、乗船者の氏名、年齢、連絡先、移動上の配慮、重い持病、妊娠、障害その他緊急時または安全配慮に必要な情報を、本人の同意を得て期限までに申告します。当社は、必要に応じて医師への相談、介助者の同伴または乗船見合わせを求めることがあります。
- 54.未成年者は保護者または責任を負う成人の同伴を必要とします。介助を必要とする乗船者について、当社が提供できる補助の範囲は事前に個別契約で確認します。
- 55.申込者は、乗船者に対し、船酔い、濡れ、滑り、転倒その他海上運航に通常伴う危険および服装・履物・酔い止め等の準備を周知します。

第 17 条（禁止行為・乗船等のお断り）

- 56.乗船者は、泥酔状態での乗船、危険物・違法物の持込み、喫煙禁止場所での喫煙、船外への無断投下、手すり等への登攀、他の利用者への迷惑行為、運航・散骨を妨げる行為その他安全を害する行為をしてはなりません。
- 57.当社または船長は、健康状態、酒気帯び、服装、手荷物、指示違反、暴力・威迫・迷惑行為その他の事情から安全な運航が困難と合理的に判断した場合、その者の乗船または参加を断り、または途中で中止させることができます。
- 58.前項が当該乗船者または申込者の責めに帰すべき事由による場合の料金は、第 21 条の当日解約として取り扱います。ただし、当社が事前に知り得た配慮事項について合理的な調整を行わなかった場合を除きます。

第 18 条（実施記録・散骨証明書）

- 59.当社は、散骨実施後、実施日、故人名または申込番号、実施海域の表示、実施事業者その他当社所定の事項を記載した散骨証明書を申込者へ交付します。
- 60.写真・動画、航跡、緯度経度、追加証明書その他の実施記録の有無、内容、交付方法および料金は個別契約に記載します。天候、安全、他の利用者のプライバシーその他の事情により、撮影内容または数量が予定と異なることがあります。
- 61.当社は、申込者の別個かつ明示的な同意がない限り、故人または申込者を識別できる写真・動画・証明書情報を広告、SNS、事例紹介その他の広報目的に使用しません。

D 料金・変更・解約

第 19 条（料金・費用明細）

62. 料金は、基本プラン、船舶、粉骨・乾燥、集荷・配送、献花・副葬品、写真・動画、証明書、保管、追加人員、税その他の項目に分け、税込額を別紙 1 および見積書・費用明細書に記載します。
63. 申込者の追加依頼、申告のない水分・異物、乗船人数の増加、実施場所・日程の変更その他契約後に生じた追加料金は、当社が内容と金額を事前に提示し、申込者が書面または電磁的方法で承諾した場合に限り請求します。ただし、生命・身体の安全を守るため緊急に必要な費用を除きます。
64. ウェブサイト、広告または案内書の表示と個別契約の費用明細が異なる場合、個別契約で明確に合意した金額によります。

第 20 条（支払時期・方法）

65. 申込金、残金の支払期限、支払方法、振込手数料および領収書の交付方法は個別契約に記載します。
66. 申込者が支払期限までに支払わない場合、当社は、相当期間を定めて支払を求めたうえで、作業、予約または焼骨の受入れを保留できます。
67. 支払遅延に伴う遅延損害金を定める場合、その率は法令上の上限を超えないものとし、個別契約に明示します。

第 21 条（申込者による解約）

68. 申込者は、当社所定の電話、電子メールまたは書面により、散骨実施前に契約の全部または一部を解約できます。解約日は、当社の営業時間内に通知を受領した日とします。
69. 当社は、別紙 2 に従い、既に完了した役務の料金と、未実施部分について解約時期に応じたキャンセル料を控除し、残額を返金します。同一費用を重複して請求しません。
70. キャンセル料は、当該解約により当社に通常生ずる平均的な損害を超えない額とします。申込者から求めがあるときは、当社は算定根拠の概要を説明します。

71. 粉骨完了後は粉骨料金、既に発生し取消不能となった船舶その他の外部費用は、事前に金額または算定方法を明示していた範囲で負担いただきます。散骨完了後は、完了した散骨役務を解約できません。
72. 訪問販売、電話勧誘販売その他法令上クーリング・オフ等が適用される場合は、法令上の権利が本条に優先します。通信販売には一般的なクーリング・オフ制度がないため、広告および申込画面で本条の条件を明示します。

第 22 条（契約内容の変更）

73. 日程、プラン、乗船人数、海域、焼骨の量、オプションその他の変更は、実施可能性および追加費用を当社が確認し、双方が書面または電磁的方法で合意したときに成立します。
74. 乗船人数の減少が解約に相当する場合、当該減少部分には別紙 2 のキャンセル条件を適用します。増員は船舶の定員、安全管理および法令上の条件を満たす場合に限りします。
75. 申込者の希望による日程変更は、当初予約の解約と新規予約として扱う場合があります。その場合、当社は事前に適用条件を説明します。

第 23 条（当社による解除・中止）

76. 当社は、申込者が重大な虚偽申告をした場合、必要な権限を有しないことが判明した場合、料金を支払わない場合、法令・安全指示に従わない場合、反社会的勢力に該当する場合、その他契約を継続し難い重大な事由がある場合、相当な催告のうえ契約を解除できます。ただし、緊急または是正不能な場合は催告を要しません。
77. 当社の責めに帰すべき事由により実施できない場合、当社は、申込者の選択により、代替日・代替事業者による履行または未実施部分の料金の返金を行います。焼骨は申込者の指示に従い、当社負担で返却または承継先へ引き渡します。
78. 解除・中止に伴う損害賠償の取扱いは第 25 条によります。

第 24 条（返金）

79. 返金は、返金額が確定した日から原則として 14 日以内に、申込者が指定する口座その他双方が合意した方法で行います。

- 80.申込者の都合による返金の振込手数料は申込者負担、当社の都合または当社の責めに帰すべき事由による返金の振込手数料は当社負担とします。
- 81.クレジットカードその他決済事業者を通じた返金は、当該事業者の処理日程により口座への反映が遅れることがあります。

E 責任・個人情報・その他

第 25 条（当社の責任・保険）

- 82.当社は、契約および法令に従い、善良な管理者の注意をもって焼骨を取り扱い、安全かつ適正にサービスを提供します。当社の債務不履行または不法行為により申込者に損害が生じた場合、法令に従い賠償責任を負います。
- 83.当社の故意または重大な過失による損害、人の生命・身体に生じた損害その他法令上制限できない責任について、免責または責任上限を適用しません。
- 84.焼骨の紛失、取り違い、誤散骨その他回復困難な事故が生じた場合、当社は、申込者へ速やかに事実を報告し、原因調査、再発防止、未実施料金の返金その他必要な対応を行い、損害賠償について誠実に協議します。
- 85.海上運航について、当社または運航事業者は法令上必要な船客損害賠償保険その他個別契約に記載する保険に加入します。保険の存在は当社の法的責任の範囲を変更するものではありません。
- 86.天候、海況、通常予見できない自然現象、申込者または第三者の行為その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について、当社は責任を負いません。ただし、当社に安全配慮、説明、選任・監督その他の注意義務違反がある場合を除きます。

第 26 条（申込者の責任）

- 87.申込者の虚偽申告、権限の不存在、禁止行為、指示違反その他申込者の責めに帰すべき事由により当社または第三者に損害が生じた場合、申込者は、法令に従い、相当因果関係のある損害を賠償します。

- 88.親族その他の関係者との紛争が生じた場合、当社は焼骨の保全およびサービスの停止等、合理的な協力を行います。申込者の責任は、当社の故意・過失による部分まで負担させるものではありません。

第 27 条（不可抗力）

- 89.地震、津波、台風、感染症のまん延、戦争、テロ、暴動、法令の制定改廃、行政命令、港湾閉鎖、広域停電その他当事者の合理的な支配を超える事由により履行が遅延または不能となった場合、当事者はその責任を負いません。ただし、影響を軽減する合理的な措置および速やかな通知を行います。
- 90.不可抗力が 30 日を超えて継続し、契約目的の達成が困難な場合、いずれの当事者も未実施部分を解約できます。当社は未実施部分の料金を返金し、未散骨の焼骨を返却します。

第 28 条（個人情報・実施状況の公表）

- 91.当社は、申込者、乗船者、緊急連絡先および故人に関する情報を、契約締結・本人等の確認、サービス提供、緊急対応、料金請求、証明書交付、問合せ・苦情対応、法令・保険対応およびこれらに付随する目的の範囲で取り扱います。
- 92.当社は、業務委託先に必要な範囲で個人データの取扱いを委託し、適切に監督します。法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者へ提供しません。
- 93.当社は、法令および当社の個人情報保護方針に従い、安全管理、保存期間経過後の消去、開示等の請求および苦情窓口を定めます。詳細は〔個人情報保護方針 URL〕に表示します。
- 94.当社は、年度ごとの散骨件数および概略の実施海域等を、個人を識別できない統計情報として公表することがあります。広告・PR 目的で識別可能な情報を利用する場合は、サービス契約とは分けて任意の同意を取得します。

第 29 条（問合せ・苦情）

- 95.本契約、焼骨の取扱い、事故、個人情報その他の問合せ・苦情は、次の窓口で受け付けます。
- 窓口：〔部署・責任者〕、電話：〔電話番号〕、電子メール：〔メールアドレス〕、受付時間：〔曜日・時間〕。

96.当社は、申出内容を記録し、事実確認、回答予定の連絡および必要な是正を行います。事故または焼骨の紛失・取り違い等の重大事案は、通常の苦情処理とは別に、経営責任者および必要な行政・保険窓口へ報告します。

第 30 条（反社会的勢力の排除）

97.当事者は、自らおよび実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当せず、資金提供、便宜供与その他の関係を有しないことを表明します。

98.相手方が前項に違反し、または暴力的要求、法的責任を超える不当要求、脅迫、信用毀損・業務妨害等を行った場合、催告なく契約を解除できます。

第 31 条（約款の変更）

99.当社は、変更が申込者一般の利益に適合するとき、または契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更条項の有無その他の事情に照らして合理的であるとき、民法その他の法令に従い本約款を変更できます。

100. 当社は、変更内容および効力発生日を、効力発生日までにウェブサイトへの掲載その他適切な方法で周知します。既に成立した個別契約の重要な条件を申込者に不利益に変更する場合は、法令上許される場合を除き、申込者の個別の同意を得ます。

第 32 条（分離可能性）

101. 本約款の一部が法令により無効または執行不能と判断されても、その他の部分の有効性には影響しません。当事者は、無効部分の趣旨に最も近く、法令に適合する内容となるよう誠実に協議します。

第 33 条（準拠法・紛争解決）

102. 本契約の準拠法は日本法とします。

103. 紛争が生じた場合、当事者はまず誠実に協議します。協議で解決しない場合の管轄裁判所は、民事訴訟法その他の法令に従います。申込者の法令上の裁判所選択権を不当に制限しません。

附則 本約款は 2026 年 7 月 25 日から施行します。